

附 則

(適用時期)

第一条 この告示は、令和五年三月三十一日から適用する。

(銀行におけるバンキング勘定とトレーディング勘定の境界に係る届出に関する経過措置)

第二条 銀行は、この告示の適用の日(以下「適用日」という。)前においても、この告示による改正後の銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(以下「新銀行告示」という。)第十一条の十四、第二十二条の十四、第三十四条の十四又は第四十五条の十四の規定の例により、バンキング勘定とトレーディング勘定の境界に関する届出を行うことができる。この場合において、当該届出において新銀行告示第十一条の十四、第二十二条の十四、第三十四条の十四又は第四十五条の十四の規定によりされたものとみताす。

（銀行における標準的方式を用いるトレーディング・デスクの届出に関する経過措置）

第三条 前条の規定は、標準的方式（新銀行告示第一条第十二号の四に規定する標準的方式をいう。以下この条において同じ。）を用いるトレーディングに関する届出を行う銀行について準用する。この場合において、前条中「第十一条の十四、第二十二條の十四、第三十四條の十四又は第四十五條の十四」とあるのは「第二百七十一條の七」と、「バンキング勘定とトレーディング勘定の境界」とあるのは「標準的方式を用いるトレーディング・デスク」と読み替えるものとする。

（銀行における内部モデル方式を用いるトレーディング・デスクの承認申請に関する経過措置）

第四条 銀行は、適用日前においても、新銀行告示第二百七十一條の四の規定の例により、内部モデル方式（新銀行告示第一条第十二号の二に規定する内部モデル方式をいう。次条において同じ。）を用いるトレーディング・デスクに関する承

認の申請をすることができる。

2 金融庁長官は、適用日前においても、銀行が前項に定めるところにより承認の申請を行った場合には、新銀行告示第二百七十一条の五の規定により承認を行うことができる。この場合において、適用日以前に与えられた承認は、適用日において新銀行告示第二百七十一条の五の規定によりされたものとみなす。

（銀行における内部モデル方式の承認申請に関する経過措置）

第五条 前条の規定は、内部モデル方式の承認を受けようとする銀行について準用する。この場合において、同条第一項中「第二百七十一条の四」とあるのは「第二百七十二条」と、「内部モデル方式を用いるトレーディング・デスク」とあるのは「内部モデル方式」と、同条第二項中「第二百七十一条の五」とあるのは「第二百七十二条の三」と読み替えるものとする。

（銀行における損益要因分析テストに基づくマーケット・リスク相当額の算出に係る経過措置）

第六条 内部モデル方式採用行（新銀行告示第一条第十二号の三に規定する内部モデル方式採用行をいう。）は、新銀行告示第二百七十五条の八第三項から第六項までの規定にかかわらず、適用日から起算して一年を経過するまでの間は、損益要因分析テスト（新銀行告示第一条第九十三号に規定する損益要因分析テストをいう。）において、レッド・ゾーン又はアンバー・ゾーンに分類した場合には、当該分類をグリーン・ゾーンに分類したものとみなして、マーケット・リスク相当額を算出するものとする。